

既修得単位の認定に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部規則第16条の規定に基づき、既修得単位の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(1年次入学生の認定範囲)

第2条 1年次入学生の既修得単位の認定は、学生の申請により、人間総合教育科目、連携実践教育科目の授業科目の内30単位を上限として行う。

2 前項の規定にかかわらず、別表1に定める授業科目は、既修得単位の認定をすることができない。

(編入学生の認定範囲)

第3条 編入学生の既修得単位の認定は、学生の申請により、次の授業科目区分の授業科目及び単位数の範囲内で行う。

授業科目区分	社会福祉学科 (2年次編入)
人間総合教育科目	12単位
連携実践教育科目	5単位
専門創造教育科目	45単位
合計	62単位

2 前項の規定にかかわらず、別表2に定める授業科目は、既修得単位の認定をすることができない。

(修業年限)

第4条 既修得単位の認定による修業年限の短縮は行わない。

(申請)

第5条 既修得単位の認定を受けようとする学生は、次の各号に掲げる書類を入学当初の指定の期日までに、学長に提出しなければならない。

- (1) 既修得単位認定申請書(様式1、様式2)
- (2) 出身校の成績及び修得単位を証明する書類
- (3) 出身校の授業科目の内容が判断できる書類(授業科目概要・シラバス等)

(認定)

第6条 既修得単位の認定は、教務委員会の議を経て、学長が行う。

2 学長は、前項による既修得単位の認定結果を申請者に通知する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、既修得単位の認定に関する事項は、教授会の議を経て学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

授業科目区分	看護学科	栄養学科	社会福祉学科	リハビリテーション学科 理学療法専攻	リハビリテーション学科 作業療法専攻
人間総合 教育科目	統計学	基礎有機化学			
	文献検索とクリティーク	基礎有機化学実験			
		細胞生物学			
		生物学基礎実験			
連携実践 教育科目	公衆衛生学	保健医療福祉論Ⅰ	保健医療福祉論Ⅱ	保健医療福祉論Ⅰ	保健医療福祉論Ⅰ
	保健医療福祉論Ⅱ	保健医療福祉論Ⅱ	地域保健医療福祉連携論	ヒューマンサービス総合演習	ヒューマンサービス総合演習
	地域保健医療福祉連携論	地域保健医療福祉連携論	ヒューマンサービス総合演習		
	ヒューマンサービス総合演習	ヒューマンサービス総合演習			
	疫学・社会調査				
	保健福祉行政論				

別表2

授業科目区分	社会福祉学科(編入)
連携実践 教育科目	保健医療福祉論Ⅱ
	地域保健医療福祉連携論
	ヒューマンサービス総合演習
専門創造 教育科目	福祉の哲学
	社会福祉専門演習Ⅰ
	社会福祉専門演習Ⅱ
	ソーシャルワーク実習Ⅰ
	ソーシャルワーク実習Ⅱ
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ